

開福発第172号
令和3年12月8日

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄守英様

神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田和生様

特定非営利活動法人神奈川セルプセンター

会長 鈴木暢様

開成町長 府川裕一



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

平素より、当町障害福祉行政におきましては格別な御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年11月1日付により提出されました「市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

当町では、町民の生命及び健康を保護し、町民生活に及ぼす影響を最小とするため、神奈川県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた基本方針に沿って町の基本方針を定め、対策を講じています。

コロナワクチンの追加接種については2回目接種から原則8ヵ月経過した方から接種となっているため、それぞれの施設・事業所の利用者・職員の方が1回目・2回目の接種を受けた時期によって、追加接種の接種時期が異なります。そのため、現段階では優先接種枠は設けられておらず、希望される方で原則8ヵ月経過した方から随時接種が可能となります。町が実施する予定の集団接種に適切な時期にお越しいただくことになりますので、御理解・御協力いただきますようお願ひいたします。

なお、接種券は申請主義ではなく、当町に住民票がある全ての対象者の方に送付しており、追加接種の接種券については2回目の接種完了から約7ヶ月後にご自宅に発送されます。

PCR検査につきましては感染症法に基づく医師の届出により、医師が診断上必要と認める場合にPCR検査を実施し、患者を把握しているところであります。またPCR検査に医

療保険が適用されたことにより、保健福祉事務所を経由することなく、医療機関が民間の検査機関等に直接依頼を行うことが可能となっており、濃厚接触者がハイリスクの者に接する機会のある業務に従事している場合には、無症状であっても、検査対象とすることができます。

利用者がPCR検査で陽性が判明した場合、保健福祉事務所の指示に従ったうえで、令和3年5月31日付け「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」にて国が発出していますように「施設内療養時の対応の手引き」(別添)等を活用の上、県との連携、情報提供等により対応していきます。

集団感染が発生した場合は、保健福祉事務所の指示によりご対応いただくことになります。専門医療スタッフ派遣については、県において医療従事者や感染管理専門家等、介護職員等の応援職員の派遣体制を構築しておりますので、そちらの活用をお願いいたします。衛生用品の支給については、現段階では、神奈川県障害サービス課で随時必要量調査を実施し、配布希望がありました事業所等に当町から配布している状況ですので、引き続き希望する事業所に速やかに配布ができるよう協力していきます。

感染した施設に対しての風評被害が出ないよう町民への啓発ですが、新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害、風評被害、差別防止について引き続き町広報誌やホームページにて継続して啓発を行います。

濃厚接触者に対する宿泊施設の確保または宿泊施設に係るかかり増し費用の助成についてですが、町では感染者及び濃厚接触者の詳細情報を把握することはできません(施設・事業所から直接町に情報提供があった場合を除く)。また、濃厚接触者の健康観察方法等を保健福祉事務所の指示によりご対応いただくことになり、情報提供依頼を所管保健福祉事務所に行なうことも個人情報保護の観点から困難です。県内でも濃厚接触者専用の宿泊施設は整備されていない状況もふまえますと、当町が主体的に宿泊施設の確保を行うことは難しいと考えております。

各種加算要件等の緩和については、当町でも感染不安から自宅から出られない通所利用者への対応等個別の案件に応じて柔軟に対応し、サービスの支給決定を行っております。国や県からの通知に基づき引き続き柔軟に対応していきます。

2 人材確保について

当町では町広報誌にて、ちいき・ふくし博開催に際し福祉施設や機関の概要、活動紹介を発信する等のご協力をさせていただいております。また、町内の事業所の方や療育巡回支援でご協力いただいている事業所等で働く方にインタビューを行い、11ページにわたって特集を組む等の取り組みも行っております。町民の方に興味・関心をもっていただき、福祉人材の確保の一助となるよう、引き続き発信していきます。

また、次世代担う町内の小・中学生の児童・生徒を対象に作文を通して社会連帯を基調とした福祉への理解と関心を深め、福祉活動への主体的参加意識を育成することを目的に町社会福祉協議会主催の福祉作文コンクールに毎年協力しています。また新型コロナウイルスの流行以前は、学校教育の総合の時間のなかで、福祉に関する授業(手話について、

視覚障がいについて等)を実施、町立小学校でPTA主催の地域交流イベントふれあい大会にて、町内障がい者就労施設が出店をする等、子どもたちと交流する機会を増やしてきました。残念ながら、新型コロナウイルスの影響により実施が困難な状況となっている部分もありますが、今後も様々な機会を捉え、福祉教育の充実を図るとともに、町教育委員会事務局と連携を図ります。

3 障害者地域生活サポート事業について

障害者地域生活サポート事業は、各市町村により対象とする事業に差があることは承知しております、比較的実施率が高い事業についても関係者や当事者の要望を聞きながら検討を行っているところですが、事業を実施した場合の費用などについて町財政部局との調整を含めて対応してまいります。

計画相談支援に関するメニューの追加については、当町の実情を踏まえながら対応してまいります。相談支援専門員の確保ですが、神奈川県が開催する神奈川県相談支援従事者プレ研修・初任者研修の参加について、毎年受講希望者を当町からも推薦し、サポートをしております。事業所におかれましても、特定事業所加算、医療・保育・教育機関等連携加算等を積極的に請求することによって安定した事業運営が行えるような体制整備と、研修修了者が計画相談支援業務に従事できるよう適切な人員配置をお願いしたいと考えております。

4 障害者グループホームの運営について

障害者グループホームの担う役割は重要なものと認識していることから、グループホーム運営については神奈川県との連携・協調し、支援してまいります。

また、家賃補助については、当町の財政状況などを考慮し検討を行っていきます。

5 障がい児サービスについて

医療的ケアが必要な重度障がい児への支援として、自力での通学が困難な児童・生徒の通学に係る保護者負担の軽減を図る「ケア付き通学支援事業」の開始を検討し、御家族に聞き取りを行いましたが、利用したいとの要望がなかったため開始を見送ることとしました。今後も御家族の要望を聞きながら、ニーズにあった支援を行えるよう対応してまいります。また、当町では小田原養護学校主催の「小田原養護学校B部門在籍児童・生徒に関する情報交換会」に出席し、医療的ケアの対応についての現状や課題について情報共有を行っています。

加えて、児童発達支援事業等の利用希望の障がい児への対応としては、まず早期発見・早期療育の推進に向けて、保育所や幼稚園等に巡回専門員を派遣し、保護者や園職員等へ直接助言・指導等を行う「巡回支援専門員体制支援事業」を平成27年10月から開始しています。また、母子保健担当部局では、発達相談を精力的に行っており、月2回保育士、心理士、PT、OT、STが対応しています。

障がい児施設における高等部卒業生及び加齢児の対応について、対象者を当町では把握

していないため、児童相談所からの情報提供後、速やかに関係機関との連携・協議を行っていきます。また、障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにという点については、児童相談所の意見を聞きながら、必要に応じて対応してまいりますが、障害支援区分審査会にて高等学校3年生になってからまた再度区分を更新するようにとの指示がある場合があります。こちらとしても早い段階で移行に向けて調整することが必要であるとの認識ですが、新規取得且つ18歳未満の場合、1年間の有効期間で障害支援区分が出された事案もありますので、その状況をふまえて慎重に進めていきます。

6 相談支援事業の充実について

相談支援従事者初任研修など、研修体制の充実については重要な要素であると認識しており、主催者の県への上申についても今後検討していきたいと考えています。

7 短期入所事業について

通所施設における短期入所事業運営のための空床補償を行うことは、不要にベッド数を増した施設の増加を助長しかねません。人員配置についても、法令等で定められた人員数は当該事業を実施するために必要最低限度の人数が規定されています。また、高齢者分野において、近年自らの自治体住民が優先的に施設入所できる枠を確保する「ベッド買い」が自治体によって行われていることについて、介護保険制度の趣旨に反するのではないかと問題になっており、ご要望の空床保障等の導入は、慎重に検討する必要があると認識しております。

なお、短期入所サービスの施設基準や運営基準は国や県が定めているものであり、そのサービス費について国、県及び市町村で負担するものであることはご承知のことと存じます。については、施設基準や運営基準については遵守していただきますようお願いします。

障がい者虐待による緊急時のベッドの確保については、県への上申についても今後検討していきたいと考えています。

8 就労関連について

当町においても、平成27年度に障害者優先調達法に基づく調達方針を策定し、平成28年度から同方針に則った調達を行っており、毎年見直しを実施しています。今年度については、町内障がい者就労施設等への封入委託を行っています。また、当町庁舎内での町内障がい者就労施設による物品販売については、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえて、当該事業所と調整を行っているところです。

障がい者の直接雇用については、当町では庁舎内清掃員を3名雇用しており、うち1名は令和3年10月からの雇用となっています。

そのほか、ハローワーク等の関連機関と連携をとり、一般就労（雇用就労）を希望する障がい者の就職促進に努め、雇用の促進と法定雇用率の改善を目指します。

9 障がい者の防災対策について

いわゆる災害弱者として想定される方々は、障がい者だけではなく、高齢者や児童等、様々なあると考えています。災害弱者として想定される方々のニーズ把握と大規模災害発生時の対応、避難所でのQOLの確保などの取り組みを引き続き強化していきます。

災害時の情報提供体制としては、防災行政無線の戸別受信機を各家庭に設置する事業を平成23年度まで実施し、平成25、26年度で各家庭に防災ラジオを設置する事業を実施しました。その他防災行政無線のデジタル化に伴い、防災行政無線テレホンサービス、開成町安心メールなど多様な情報伝達手段の充実を図りました。

また、大規模災害発生時の対応としては、災害時要援護者登録制度を自治会、民生委員、社会福祉協議会、行政の4者で共同運営しており、体制を拡充しています。

10 発達障がい者への支援の充実について

発達障がい者への支援については、さまざまな潜在的課題があると認識しています。

発達障害者支援センターについては、発達障害者支援法において、市町村や事業所、医療機関等地域のマネジメントを目的として、各都道府県が設置することとなっています。

また、同法については、平成28年6月に改正され、既存の発達障害者支援センターの地域支援機能の強化、また、都道府県ごとに複数のセンターを設置できることとされました。

当町においては、同センターと連携を密にした支援体制の構築を検討していきます。

11 第6期障害福祉計画について

地域生活支援拠点の整備については、当町は令和4年度から面的整備型でスタートします。計画策定は昨年度させていただいております。

基幹相談支援センターの設置については、広域での設置について検討を行っていきます。市町村地域生活支援事業については、利用者のニーズに基づき、適切な支給決定を行っています。事業所や利用者から支給量についての相談があった場合も、必要に応じて支給量の増減を検討しておりますので、ご要望にお応えできているものと考えています。しかしながら、市町村地域生活支援事業は、市町村状況や特色を生かした独自の事業も多いことから、事業メニューの周知等を強化し、適切な支給決定が行われるよう今後も取り組んでいきます。

多様な福祉サービスのあり方についてですが、いわゆる65歳問題について、介護保険優先ではないことは理解しています。当町では、当事者が65歳になるタイミングで、利用する事業所、計画相談支援事業所、御家族等に対して、現在の状況の聞き取り調査や面談を行うこととしています。そのうえで、介護保険の申請を行って、介護認定の判定がでた場合、介護保険への移行を含めた提案をすることもありますが、その際も当事者の方々と話し合いの場を設けさせていただいている。また、近年の当町への相談内容として、介護保険適用除外施設から介護保険に移行させたい利用者についての相談が増加していることも事実です。要望書5(2)の加齢児等の移行支援についてのご要望もあったように、進路先、実習先との具体的な調整等を進めるにあたって、介護保険への移行を促進することは重要であると認識しています。新高額障害福祉サービス等給付費等、介護保険に移行した

場合の当事者への財政面の支援も充実してきていることから、今後も当事者の方々と調整をしながら対応してまいります。

以上